

国立研究開発法人理化学研究所 中長期目標の一部変更について

1. 背景・必要性

- 理化学研究所は、特定国立研究開発法人として、イノベーションを創出する中核機関としての役割を果たし、世界最高水準の研究成果の創出及びその普及及び活用の促進が求められている。
- そのため、理化学研究所は、成果の社会還元をより効果的・効率的に実施するために「イノベーション事業法人（仮称）」の設立について検討を進めてきたところ。
- 今般、研究開発力強化法の改正（「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の成立）により、法人の成果を活用する事業者に対する出資等が可能となり、必要な環境が整ったため、その実施に向けて、中長期目標の一部変更を行うもの。

2. これまでの経緯及び今後の見通し

2018年4月1日	第4期中長期目標・計画期間	開始
12月14日	科学技術・イノベーション活性化法	公布
2019年1月17日	法及び施行令	施行
1月18日(本日)	第16回 国立研究開発法人審議会理化学研究所部会	
2月7日	第13回 国立研究開発法人審議会総会	
2月中旬(予定)	CSTI、総務省独法評価制度委員会との協議	

(次頁参考) 科学技術・イノベーション活性化法の概要及び関係法令抜粋

研究開発力強化法の一部を改正する法律の概要 (「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」への改正)

趣旨・背景

- 近年、我が国の科学技術・イノベーション力は相対的に大きく低下。
 - ・ 世界イノベーションランキング(WEF):2012年に5位であったが2016年は8位に後退
 - ・ 大学ランキング(THE):2014年までは200位以内に5大学入っていたが、2015年以降は東大・京大のみ
- 激化する国際競争を勝ち抜くには、「イノベーション」の活性化に更に重点を置いた制度改革が急務。

概要

1. 目的・名称の変更

- 科学技術・イノベーション創出の活性化を通じた知識・人材・資金の好循環の構築を目的とし、名称を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に変更。

2. 大学・研究開発法人の改革

- 大学・研究開発法人は、社会からのニーズに的確かつ迅速に応えられるよう経営能力の強化に取り組むとともに、国は、その取組を支援する旨規定。

3. 産学官連携とベンチャー創出力・成長力の強化

- 組織的な産学官連携の推進に向けた大学・研究開発法人の体制整備等について規定。
- 大学／研究開発法人発ベンチャーへの支援の強化等のため、
 - ・ 研究開発法人による出資の拡大(出資可能な法人の拡大(参考1)／出資先の拡大(参考2))
 - ・ 大学／研究開発法人発ベンチャーへのライセンス・サービスの提供の特例(一定条件下での株式等の取得／保有)等について規定。

4. 研究開発資金の柔軟な執行と多様化

- 新たな政策ニーズに対応して迅速に研究開発プログラムを立ち上げることができるよう、補正予算等が措置された場合に、個別の法改正によらず、資金配分機関(参考3)に基金を造成できるスキームを構築。

5. 人材の育成・活躍の促進

- 女性及び外国人研究者等の活躍促進に加え、新たに若手研究者が安定かつ自立して研究できる環境の整備等について規定。

6. その他

- 地方創生への貢献、エビデンスの活用による科学技術・イノベーション政策の推進等について規定。
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に向けて更に検討が必要な事項を規定。
 - ・ 人文科学も含めた科学技術・イノベーション創出の活性化
 - ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化の観点からの国立大学法人改革 等

施行期日

- 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

出資可能な法人(カッコは現行)

- 1 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 2 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 3 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- (4 国立研究開発法人科学技術振興機構)
- 5 国立研究開発法人理化学研究所
- 6 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 7 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 8 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 9 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 10 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 11 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 12 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 13 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 14 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 15 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 16 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- (17 国立研究開発法人産業技術総合研究所)
- 18 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- (19 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
- 20 国立研究開発法人土木研究所
- 21 国立研究開発法人建築研究所
- 22 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

出資先(カッコは現行)

- (1 研究開発法人発ベンチャー)
- 2 研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等
- 3 共同研究のマッチングやライセンスなど研究開発法人の成果活用を支援する法人

資金配分機関

- 1 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 2 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 3 独立行政法人日本学術振興会
- 4 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 5 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

出資に係る関係法令の抜粋（理化学研究所）

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 （平成二十年法律第六十三号）

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

- 一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者
 - 二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）
 - 三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者
- 2 前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

別表第三（第三十四条の六関係）

一～四 （略）

五 国立研究開発法人理化学研究所

六～二十二 （略）

○国立研究開発法人理化学研究所法
(平成十四年法律第百六十号)

(業務の範囲)

第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。
- 四 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 五 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令
(平成二十年政令第三百十四号)

(研究開発法人による出資等の業務)

第七条の二 別表第二の第二欄に掲げる研究開発法人に係る同表の第三欄に掲げる個別法の規定の政令で定める出資並びに人的及び技術的援助は、それぞれ同表の第四欄に定める出資並びに人的及び技術的援助とする。

別表第二（第七条の二関係）

一～四	(略)	(略)	(略)
五	国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第十六条第一項第五号	法第三十四条の六第一項各号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
六～二十二	(略)	(略)	(略)